

## 平成20年度固定資産税に係る 縦覧・閲覧について

4月から固定資産税に係る帳簿・台帳の縦覧および閲覧が始まります。納税者の方はご確認ください。

### 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

**対象者** 市内に固定資産（土地・家屋）を有する納税者、納税管理人

ただし、土地（家屋）のみ所有の人は、家屋（土地）の縦覧はできません。

**期間** 4月1日（火）～30日（水）（土・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

**場所** 税務課または各支所市民サービス課

**手数料** 無料 ただし、価格縦覧簿の写しは交付しません。

**縦覧内容** 土地については、所在・地番・地目・面積・評価額。

家屋については、所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額を見ることができます。

なお、各支所については、当該町のみで、他町の縦覧はできません。

### 固定資産課税台帳の閲覧について

**対象者** 市税の納税義務者および借地・借家人等（政令で規定）

ただし、借地人・借家人等は対象となる資産のみ閲覧できます。

**期間** 4月1日（火）～翌年3月31日（火）（土・日曜日、祝日を除く）

**場所** 税務課または各支所市民サービス課

**手数料** 閲覧期間中（4/1～4/30）は無料、それ以降は1件300円

**閲覧内容** 納税義務者については、納税している土地および家屋に係るすべての課税情報。

借地・借家人については、借りている土地または家屋の課税情報を見ることができます。

縦覧については、必要な所在地番等を確認のうえお越しください。なお、代理人による縦覧・閲覧の申請は、納税者からの委任状が必要です。また借地・借家人による固定資産台帳の閲覧申請には納税者との賃貸借契約書などが必要になりますので、あらかじめご用意ください。

## 軽自動車、バイク等の異動手続きは 3月31日までに!



軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。

他人に車を譲ったり廃車にした人、住所が変わった人は、3月31日までに異動手続きをしないと、いつまでも課税されたり、納税通知書が手もとに届かないことがあります。

該当する人は、下記の窓口で早めに手続きをしてください。

種 類	受 付 窓 口
原動機付自転車（125 cc以下） 小型特殊自動車（農耕用・その他）	・市役所税務課 73 - 3006 ・各支所市民サービス課
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	・四国運輸局香川運輸支局 高松市鬼無町20 - 1 050 - 5540 - 2075（ヘルプデスク）
軽自動車（二輪を除く）	・軽自動車検査協会香川主管事務所 高松市国分寺町福家甲1258 - 18 087 - 870 - 6676 テレホンサービス（24時間無休）087 - 870 - 6637

土・日曜日、祝日は休みです。

## 軽自動車税の減免について

障害者手帳等の交付を受けている人は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税の減免を受けることができます。

障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの

障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学、通院、通所または生業のために生計を同じくする家族が運転するもの

車の構造が障害者のためのものと認められるもの

平成20年度分の申請期限は、  
5月26日（月）です。

平成19年度に身体障害者減免を受けた車両について、申請事項に変更がない場合は、再申請は不要です。4月初めに継続減免についての案内通知が送られます。